

兵庫県高砂市公式 note 運用方針

1 運用目的

本運用方針は、兵庫県高砂市公式 note アカウント（以下「当アカウント」という。）の運用に関する事項を定め、地域住民や地域で活動する人等へのインタビューを通して高砂市の「人」「まち」の魅力を伝え、高砂市のポジティブなイメージを発信することを目的とします。

2 基本方針

当アカウントは、高砂市民や高砂市に興味関心を抱いている人にとって有益な情報の発信を行うものとします。その際、地方自治法、個人情報保護法、著作権法等の法令を遵守するとともに、市政に対する市民の信頼を損なわないよう、高い透明性と責任をもって運用するものとします。

3 運用・管理方法

当アカウントは、高砂市政策部広報観光課が運用・管理します。インタビュー記事を作成する際、必ず事前に本人（および未成年の場合は保護者）の明確な承諾・合意（書面またはデジタルでの記録）を得るものとします。

また、以下に該当する内容は発信しません。

- (1)法令等に違反するもの
- (2)公序良俗に反するもの
- (3)本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (4)第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- (5)政治、宗教、営利活動等を目的としているもの
- (6)記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
- (7)note の利用規約に反するもの
- (8)その他、運用上、不適切であると判断されるもの
- (9) note サービス提供者のプライバシーポリシーに基づき、コンテンツが学習データとして利用されることを前提とし、市の機密情報、非公開情報、または機微な個人情報に該当する内容を含むもの

4 コメントの取り扱い

原則、当アカウントに対し送信されたコメント等への個別対応は行わないこととします。また、当アカウントの運用にあたって、発信情報に関係ないコメントや、以下の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、非表示又は削除を行う場合があります。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 犯罪行為を助長するもの
- (5) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
- (8) 高砂市又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) 他の利用者、第三者になりすますもの
- (11) 虚偽又は著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (12) 同一利用者により繰り返し投稿される同一内容のコメント
- (13) 有害なプログラム等
- (14) わいせつな表現等を含むもの
- (15) note の利用規約に反すると思われるもの
- (16) その他、高砂市が不適切と認める情報及びこれらの内容を含むリンク等

5 他のクリエイターページについて

(1) スキ機能について

他のクリエイターページに対するスキ機能は利用しません。

(2) コメントについて

クリエイターページに対するコメントはしません。

6 フォロー

国、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体のアカウント及び Web サイトについては、フォローする場合があります。

7 知的財産権

当アカウントに掲載される記事および写真の著作権は、高砂市に帰属します。私的使用、引用その他の著作権法上認められた行為を除き、転載等を行うことはできません。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。また、掲載内容に対する「スキ」「シェア」機能については、自由に使用していただくことができます。

8 免責事項

- (1) 当アカウントに掲載されている情報の正確さについては万全を期しますが、利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

せん。

(2)高砂市は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者の間のトラブル、紛争等が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

(3)上記のほか、当アカウントに関連して生じたいかなる損害についても高砂市は一切の責任を負いません。

9 その他

(1)本運用方針は、予告なく変更する場合があります。

(2)当アカウントは、予告なく運用の停止または閉鎖する場合があります。

10 施行

この運用方針は、令和7年12月17日から施行する。

この運用方針は、令和8年4月1日から施行する。